

青森県報

第三千七百九十三号

平成二十六年
一月十五日
(水曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (障害福祉課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 一
- 家畜伝染病の発生…………… (畜産課) …… 一
- 公有水面埋立ての承認の申請の要領…………… (港湾空港課) …… 二
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出…………… (会計管理課) …… 三
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し…………… (上北地域) …… 三
- 公安委員会
- 運転免許取得者教育認定機関の名称及び代表者の氏名変更の届出…………… (運転免許課) …… 三

告

示

青森県告示第十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)

がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十六年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
医療法人公和会みかわ神経科内科	八戸市沼館一丁目六の二八	平成二五・二・三
ひなた薬局	五所川原市字錦町一の二二一	"

青森県告示第十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
みかわ神経科内科	八戸市沼館一丁目六の二八	平成二六・一・一
ひなた薬局	五所川原市字錦町一の九一	"

青森県告示第十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑患畜の別	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	平成 二五・三・二六
ヨ一ネ病	牛	患畜	四	上北郡七戸町	"

青森県告示第二十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、平成二十五年十二月十七日公有水面の埋立ての承認の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、三八地域県民局地域整備部及び八戸市庁に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月十五日

八戸港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

- 申請者の住所及び名称
宮城県仙台市青葉区二日町九の一五
国土交通省東北地方整備局
- 代表者の氏名
国土交通省東北地方整備局長 小池 剛

二 埋立区域

- 位置
八戸市大字河原木字海岸三六番二、四〇番、四二番及び四二番に接する無番地の地先公有水面
- 区域
次の地点のうち の地点と の地点を結ぶ平成十三年一月十九日付け国東整備管第五号で竣功通知した埋立地の陸地と公有水面の境界線（D・L・プラス一・三六四メートルにより決定）、 の地点と の地点を結ぶ平成二十五年の秋分の

満潮位（D・L・プラス一・四七三メートル）における公有水面と八太郎地区2号ふ頭波除堤との境界線、 の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ平成三年二月六日付け運輸省3港建公示第二十六号で竣功通知した埋立地の陸地と公有水面の境界線（D・L・プラス一・一三メートルにより決定）、 の地点と の地点を結ぶ平成二年十二月十九日付け青森県告示第七百七十三号で竣功認可の告示がされた埋立地の陸地と公有水面の境界線（D・L・プラス一・一三メートルにより決定）及び の地点と の地点を結ぶ平成十三年二月十三日付け青森県告示第七十四号で竣功認可の告示がされた埋立地の陸地と公有水面の境界線（D・L・プラス一・三六四メートルにより決定）により囲まれた区域

基点 八戸市大字河原木字八太郎山二番六の国土地理院河原木二等三角点（北緯四〇度三三分三〇・九九六四秒、東経一四一度二九分三三・四九三八秒）

- の地点 基点から五〇度四九分三一秒一、七〇六・九九メートルの地点
- の地点 基点から五九度四七分五〇秒一・九二メートルの地点
- の地点 基点から五二度一三分二九秒一、七一四・八一メートルの地点
- の地点 基点から六〇度〇九分〇四秒〇・二七メートルの地点
- の地点 基点から一五〇度〇〇分〇三秒二九・〇五メートルの地点
- の地点 基点から二四〇度〇〇分〇二秒二七〇・〇五メートルの地点
- の地点 基点から三三〇度〇八分五一秒一九・八〇メートルの地点
- の地点 基点から三三〇度〇八分五秒四六・七八メートルの地点

3 面積

一八、〇三四・五三平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

- 位置
八戸市大字河原木字海岸三六番二、三六番一八、三六番一九、四〇番、四二番及び四二番に接する無番地の地内並びに三六番二、四〇番、四二番及び四二番に接する無番地の地先公有水面
- 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域
基点 八戸市大字河原木字八太郎山二番六の国土地理院河原木二等三角点（北緯

- 四〇度三三分三〇・九九六四秒、東経一四一度二九分二三・四九三八秒)
 - ㊦の地点 基点から四八度一四分五八秒一、四三九・六六メートルの地点
 - ㊧の地点 ㊦の地点から六〇度〇〇分二六秒四三九・七三メートルの地点
 - ㊨の地点 ㊧の地点から一五〇度一〇分〇三秒四二・〇三メートルの地点
 - ㊩の地点 ㊨の地点から一七九度二七分五五秒二一四・九五メートルの地点
 - ㊪の地点 ㊩の地点から二三〇度五六分一五秒六九・九五メートルの地点
 - ㊫の地点 ㊪の地点から二四〇度〇〇分〇二秒二六五・四二メートルの地点
- 3 面積
 - 九四、二三九・一〇平方メートル
- 四 埋立地の用途
 - ふ頭用地

青森県告示第二十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十五年十二月二十七日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

上北郡六ヶ所村大字泊字川原七五の六二一

遠田 邦夫

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 六ヶ所テクノス株式会社
- 二 代表者の氏名 米本 潔
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一一二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第五〇〇三九八号
- 五 取消年月日 平成二十五年十二月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 - 土木、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 - 平成二十五年十一月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第七条第一項の規定により、運転免許取得者教育認定機関である株式会社三沢中央自動車学校から名称及び代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十六年一月十五日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

変更事項	変更前	変更後
名 称	株式会社三沢中央自動車学校	株式会社イーアンドエフ
代表者の氏名	小比類巻 敦子	小比類巻 春彦

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭